

I 事業計画大綱

1. 基本理念 『おだがいさまのまちづくり』

鶴岡市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核団体として、住民がお互いに支え合い、安心した暮らしと優しさを育む福祉のまちを創るため、住民の主体的参加と行政並びに自治組織、関係団体、社会福祉法人との協働による『おだがいさまのまちづくり』を推進します。

2. 基本方針

社会福祉法人として円滑で強固な組織運営と組織体制の強化、また、地域福祉の推進、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の各事業の更なる充実に努めます。並びに、鶴岡市社協3計画（地域福祉活動計画、発展・強化計画、事業経営計画）の進行管理（2年次）に努め、それぞれに示された課題に計画的に取り組めます。

地域共生社会¹の実現に向けて「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」（社会福祉法第109条）として、住民の具体的な地域課題、生活課題を受け止め、地域福祉活動推進部門、高齢・障がい等相談支援部門、福祉サービスを提供する事業推進部門それぞれの機能が有機的、総合的につながり、個別支援（見守り、生活困窮、ひきこもり、高齢者・障がい者・児童に対する虐待）と地域支援に取り組む社協（総合支援型社協）を継続して目指します。

3. 重点事業

（1）法人運営の充実・強化

社会福祉法人として「発展・強化計画（第3期）」（2年次）に基づき、組織運営と組織体制の強化や組織統治（ガバナンス）、労務管理体制の強化、処遇改善、人材育成等の課題に継続して取り組みます。

今日的福祉サービスを取り巻く状況把握、並びに各事業の分析を踏まえ、今後の事業の方向性についてプロジェクトで検討を進めます。また、事務局移転に関わる事務事業を計画的に進めます。

（2）地域福祉活動の推進

行政、住民自治組織、福祉関係団体、並びに社会福祉法人と連動しながら、第3次鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2020」（2年次）に基づいた取組を計画的に進め、また、各福祉センターにおける「地域支え合いプラン」に基づいた地域福祉

¹ 地域共生社会：「地域共生社会」の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え。

活動の推進に努めます。また、中長期的視点からの地域福祉推進体制の見直し、検討を行います。

新たに、鶴岡市担当課と協働しながら重層的支援体制整備事業²について地域を限定して取り組み、同事業における行政と社協それぞれの機能分担、基盤整備を進めます。同時に、コミュニティソーシャルワーク機能の充実を更に図ります。

(3) 生活支援事業の推進

判断能力に支障がある方の福祉サービス利用や日常的な金銭管理等の支援、財産管理や身上監護の成年後見等の支援に努めます。同時に、権利擁護に関わる総合的な支援のあり方について、市の施策の動向を見据えながら検討します。また、身元保証問題等、既存の制度では支えきれない方に対する新たな支援の仕組みについて継続検討します。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による支援資金貸付世帯について、現状の把握に努めながら関係機関と連携し継続して支援を進めます。

(4) 相談支援事業の推進

市委託事業の「地域包括支援センター」「鶴岡市障害者相談支援センター」並びに「鶴岡地域生活自立支援センター」について、それぞれが関係機関との連携を図り、専門相談窓口として更なる機能の充実に努めます。また、地域福祉活動推進部門、福祉サービスを提供する事業推進部門それぞれと有機的、総合的につながり、鶴岡市社協の機能を生かした個別支援と地域支援を目指します。同時に、重層的支援体制整備事業の取組について、地域福祉課と連動しながらその基盤整備を進めます。

(5) 高齢者福祉、障がい者福祉事業の充実

「第三期鶴岡市社協事業経営計画」(2年次)に示された、基本的な視点と重点課題に基づいた取組を計画的に進めます。同時に、各事業の経営状況の把握、分析、精査しながら今後の事業展開について検討します。また、新たに感染症対策委員会を立ち上げ、新型コロナウイルス感染症等、感染予防対策の強化を図ります。

(6) 児童福祉事業の充実

「第三期鶴岡市社協事業経営計画」(2年次)に示された、重点課題に基づいた取組を計画的に進めます。また、関係機関との連携を密にしながら各支援の質の向上や事業間の連携強化を図り、同時に、リスクマネジメント体制の強化、新型コロナウイルス感染対策等に対する危機管理の強化に努めます。

学童保育所の登録児童の増加にともない、鶴岡市担当課と連動しながら当該施設の増築を計画的に進めます。

² 重層的支援体制整備事業：対象者の属性を問わず、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野を越えた包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくる事業。